

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和2年11月19日開催

熊取町議会

目 次

〔議員全員協議会（11月19日）〕

議会選出監査委員の廃止等について	2
今冬に向けた新型コロナウイルス感染症対策（検査体制等）について	6
水道料金の改定について	9
公民館・町民会館の整備について	15
その他報告	22
1. ホームページのリニューアルについて	22
2. 令和2年人事院勧告への対応について	23

議 員 全 員 協 議 会

月 日 令和2年11月19日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	田 中 圭 介	2	番	大 林 隆 昭
	3	番	浦 川 佳 浩	4	番	坂 上 昌 史
	5	番	田 中 豊 一	6	番	鱧 谷 陽 子
	7	番	文 野 慎 治	9	番	二 見 裕 子
	10	番	渡 辺 豊 子	11	番	河 合 弘 樹 子
	12	番	矢 野 正 憲	13	番	江 川 慶 子
	14	番	坂 上 巳生男			
欠席議員	8	番	重 光 俊 則			
説明員	町	長	藤 原 敏 司	副 町 長		南 和 仁
	教 育 長		勘六野 朗	総 合 政 策 部 長		明 松 大 介
	総 合 政 策 部 理 事 兼 財 政 課 長		東 野 秀 毅	総 務 部 長		林 利 秀
	健 康 福 祉 部 長		山 本 雅 隆	上 下 水 道 部 長		山 戸 寛
	教 育 次 長		阪 上 敦 司	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事		原 田 哲 哉
	広 報 公 聴 課 長		道 端 秀 明	総 務 課 長		奥 村 光 男
	人 事 課 長		橘 和 彦	健 康 ・ い き い き 高 齢 課 長		石 川 節 子
	上 水 道 課 長		大 西 順 二	上 水 道 課 参 事		仲 辻 哲 矢
	生 涯 学 習 推 進 課 長		立 石 則 也	生 涯 学 習 推 進 課 参 事		堀 口 卓 也
事 務 局	議 会 事 務 局 長		藤 原 伸 彦	書 記		瀬 野 裕 三

案 件

- 1) 議会選出監査委員の廃止等について
- 2) 今冬に向けた新型コロナウイルス感染症対策（検査体制等）について
- 3) 水道料金の改定について
- 4) 公民館・町民会館の整備について
- 5) その他報告
 1. ホームページのリニューアルについて
 2. 令和2年人事院勧告への対応について

議長（矢野正憲君）皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は13名であります。重光議員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（矢野正憲君）本日の案件は、議会選出監査委員の廃止等についてほか3件であります。

発言をされる方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたままマイクを使っていただきますようお願い

願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退出していただいて結構ですので、申し添えておきます。

それでは、案件1、議会選出監査委員の廃止等についての件を説明願います。奥村総務課長。総務課長（奥村光男君） それでは、議会選出監査委員の廃止等についてご説明申し上げます。

まず1点目、議会選出監査委員の廃止についてでございますが、経緯につきましては、地方自治法の一部改正の施行により、監査体制の充実強化を図るため監査体制の見直しが行われ、平成30年4月1日から条例で、議員のうちから監査委員を選任しないことができるものとされた経緯がございます。

2、議会選出委員に係る一般論としての課題を3点掲げております。

まず、①短期で交代することや、当該団体の内部にある方となり、監査が形式的になる傾向があるものでございます。

続きまして、②は、監査対象に議会も含まれるなど、長、議会から独立性が担保できない点がございます。

最後に、③が、必ずしも行政経験豊富な方が担うとは限らない点でございます。

続きまして、3、議会選出の監査委員を廃止している他団体の状況でございますが、大阪府内では大阪府、岸和田市、豊能町、大阪府外では資料のとおり団体が、既に議会選出監査委員を廃止している状況でございます。

このような状況を踏まえての4、今後の方向性でございますが、監査委員と議会の監視機能の役割分担を明確にするとともに、監査委員の独立性、専門性をより強化するため、監査委員条例の一部改正を行い、令和3年度より、議員のうちから監査委員を選任しないこととさせていただきますと考えてございます。

また、新たに選任する識見委員は、先行団体の選任実態を参考に、自治体職員のOBなど行政経験の豊富な方や、監査実務の専門家などを想定しているところでございます。

なお、新たに選任する識見委員の報酬額につきましては、本町の他の委員会における長、委員の状況や、議会選出監査委員を廃止している他団体における代表委員とその他の識見委員の報酬額の状況を鑑み、年額25万円としたいと考えてございます。

5、今後のスケジュールでございますが、12月定例会において監査委員条例の一部を改正する条例を上程させていただき、ご可決いただきました後、新たに選任する識見委員の人選を行い、3月定例会において新識見委員の選任同意を上程し、同意いただきました後、令和3年4月1日から改正条例が施行され、新体制となる予定でございます。

続きまして、公平委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員の報酬改定についてでございます。裏面をお願いいたします。

1、現状でございますが、地方自治法の規定では、各種委員会の非常勤委員の報酬につきましては、条例で定める場合を除いて勤務日数に応じて支給するものとされており、本町では、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等のほか、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の委員につきましては、条例により年額で報酬を支給しているところでございます。

選挙管理委員会等につきましては、いずれも年に数回定例会議が開催されており、年間の勤務日数が一定決まっているものでございますが、公平委員会等につきましては、審査事項が発生した場合に1案件につき3回から5回程度開催することとなり、勤務日数に応じた報酬とならないことが想定されているものでございます。

なお、公平委員会の審査事項につきましては、職員の勤務条件に関する措置要求及び職員に対する不利益処分についての不服申立てでございまして、報酬額は委員長が年額2万4,000円、委員が年額2万円でございます。

また、固定資産評価委員会の審査事項につきましては、固定資産台帳に登録された価格に対する

不服申立てでございますが、報酬額は、委員長が年額2万6,000円、委員が年額2万2,000円でございます。

次に、2、大阪府内市町村の報酬の状況でございますが、公平委員会については、日額が13団体、本町と同様年額が3団体、固定資産評価審査委員会については、日額が36団体、本町と同様年額が1団体である状況でございます。

こういった状況を踏まえまして、3、報酬の改定についてでございますが、公平委員会及び固定資産評価審査委員会委員の報酬につきましては、審査事項が発生した場合において勤務日数に応じた報酬を支給することができるよう、年額から日額へ変更し、報酬額につきましては、本町の他の委員等の日額報酬額と同様、委員長8,200円、委員7,700円とするものでございます。

最後に、4、今後のスケジュールでございますが、12月定例会において非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例を上程させていただき、ご可決いただきました後、令和3年4月1日付で、改正条例の施行により報酬改定を行うものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）最初の監査委員の件で、簡単な説明は以前受けたんですけども、確認の意味も含めてひとつお聞きしたいと思います。

大阪府下で、今のところ大阪府と岸和田市と豊能町ですか。この議会選出委員の代わりに今度新たにいられている大阪府や岸和田市、豊能町の委員というのはどういう方か、分かったら教えてください。

議長（矢野正憲君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）まず、岸和田市でございますが、岸和田市が、元職員の方が1名、税理士、民間団体経験者の方がそれぞれ1名でございます。豊能町につきましては、元職員の方が1名と弁護士になってございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）法律の改正に伴って、公平性という意味でこういうことをやりたいということなんですけれども、法律を見ますと、議会議員では駄目だということは特に書いていないわけですね。替えて、選出することができるということになっているわけなんですけれども、一般論と言いながら、ここに理由書いていますけれども、先ほど出ました弁護士であるとか、例えば、うちの今、代表監査委員は税理士なんで、代わりに弁護士であるとか公認会計士だと、やっぱり国家資格がある、議会でそういう資格を持っている人はどなたもおりませんので、専門性ということはずいぶん証明できるんですけども、岸和田市とか豊能町は元職ということですけども、私、逆に言えば、やはり元職の方が内部のことはよく知っているかも分かりませんが、一般論として、やっぱりなれ合いになってもいかなかなと思うんで、そういう専門職ですね、そういう方をお願いするという予定はないですか。

議長（矢野正憲君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）資料に記載しておりますとおり、新たに選任する委員につきましては、先ほどの他団体の状況も踏まえまして、当然、自治体職員のOBと行政経験豊富な方や監査実務の専門家、これらを含めまして、ご可決いただいた後に、我々の実情に適した方を選んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）いや、私の質問の答弁になっていないんですけども。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）そこに、資料に記載のあるとおりになるんですけども、法的には、要は、普通公共団体の財務管理、事業の経営管理等々に優れた識見を有する者を選任するという大前提がございます。

そこで、他団体の状況は先ほど申し上げたとおりでございます、要は、そういった方々の任用状況を参考にしながら、現監査委員の意見もやはり重要やと思いますので、そういった方々の意見もお聞きしながら、先ほど議員のほうがおっしゃっていただいた公認会計士をはじめ専門職の方も、ちょっと広く視野に入れまして、今後、選定という形を取っていきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）これは私の解釈かも分かりませんが、今回の地方自治法の改正については、現在の議員がやるについて、独立性は担保できないというようなこと、そこまで言っていないと思うんですよ。先ほど一般論として、いろいろ議会の予算も入っているからとか、そういうことを言われていましたですけども、そうなってくると、やっぱり首長のほうの意向で委員が決まってくるということになるんで、そのあたり、地方自治法はそこまで踏み込んで言っていないののうちが先行してやるというのは、あれですかね、やっぱりこの大阪府下四十数市町村ある中で先行してやらなあかんという何か理由があるんですかね。

議長（矢野正憲君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）我々は先行するためにやるというものではございません。当然、議員おっしゃいますとおり、そのまま議選監査委員のままやっている団体も多くございます。それぞれ利点、両論ある中で、先ほど申し上げましたとおり、一般的な課題も含めて、今回、廃止に向けて作業を進めていくというふうになったものでございます。

こちらの議会選出委員の廃止につきましては、平成30年の自治法改正以降、検討を行ってきたところなんです、このタイミングにつきましては、ちょっと来年度、議選監査委員の交代というのを控える中で、現監査委員の皆様や議員の皆様にもご意見を伺った上で、両論ある中で、廃止の方向にということで至ったものでございますので、ご理解のほうよろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）同じ質問しても変わらないみたいなんですけれども、要望としては、やはり国家資格がある専門性のある方ですね、そういう人を入れてほしいなど。単に行政経験ということだったら、議会の中でも何人か行政経験のある人間もおりますので、それは理解してくれると思うんで、やはり本当は一番いいのは監査法人から人に来てもらうとか、そういうところがいいんですけども、そうなってくるとお金が多分すごい高くなると思うんで、それは現実的にはないので、町内でも公認会計士やとか弁護士というのがおられると思うんで、また、うちの町に関係するそういう弁護士もおられると思いますので、外から見てでも、やっぱりこういう方になっていただくんやったらよしとするというふうな、そういうふうな人選の仕方をお願いしたいんですけども、町長、そのあたりはいかがですかね。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）議会選出の議員さん方に監査委員となつていただくということも、他市町村でもありますけれども、ここは、今の時代、何でもありという言葉がいいのかどうか分かりませんが、議会への監査請求というふうなことも以前もありましたし、そういった中で、独立性、公平性というふうなことを考えてみますと、やはりこれは1人で監査やっていただくというのも負担が大きいというふうなこともあります。そんなことを考えますと、別組織から、外部から監査委員を招聘するほうが公平性が保たれるということで考えてございます。

その中で、議員おっしゃるように、これはもう専門性、資格を持った人が、私の考えでは優先されるんやろうというふうには思っています。そうでないと、行政に精通した人が入ってもらっても、これはまたちょっと別の意味でのゆがみが出てくる可能性もないとは言えませんので、全くそうい

う意味では、本町の行政とかけ離れた上で資格を持った人を最優先に、取りあえずは探していきたいというふうに思っているのが現状です。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）裏の公平委員会と固定資産評価審査委員会委員の報酬改定についてなんですが、もう一度確認させていただきたいんですが、ほかの委員会につきまして、非常勤の委員につきましては、教育委員会とか選挙管理委員会とかもいろいろあるけれども、その中で、この公平委員会と固定資産の評価委員会というのは、提案があったときにだけ開催されるから、それで日額ということにするというふうな説明あったと思うんですけど、定期的に教育委員会とかは行われているので、その分については年額というところの理解ということでもいいんですね。

その中で、そしたら、ちょっと現に今実際の状況を教えていただきたいんですが、公平委員会や固定資産評価審査委員会というのは、ここ3年ぐらいですかね、何回ぐらいあったのかどうか、ない年もあったのか、ちょっとその辺の状況を教えてください。

議長（矢野正憲君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）公平委員会及び固定資産評価審査委員会に不服申立てがあったここ3年間というのは、実績はございません。これまではなくて、公平委員会につきましては、遡ること平成24年に1件あったといったところでございます。

固定資産評価審査委員会につきましては、平成21年に、直近ではあったといったような状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

そしたら、なかっても、今までは報酬が支払われていたというところなんですか。

議長（矢野正憲君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）結論から言うと、そういうことになります。

固定資産評価委員会等につきましても、もともと年に1回は会議のほうを開いてございますし、あったときに備えて、会議がなくても、今までもそれに向けてのいろんな研さんもしていただいたというところも含めて年額でしていたというところを、今回、先ほども説明しましたとおり、勤務実態に合わせてできるような形ということで、今回、改正させていただくということでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はよろしいですか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今の渡辺議員の続きなんですけれども、公平委員会、もし来年度なかったとすると、任命だけして、お支払いは何もしないという形になってしまうんでしょうか。

議長（矢野正憲君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）まず、公平委員会につきましては、審査事項については、職員の勤務条件に関する措置要求、職員に対する不利益処分についての不服申立てということでございます。なくても、毎年1回、職員の職員組合の役員の変更等の届出につきましては、これも公平委員会というふうに法律で決まっておりますので、必ず年1回は開催しているといったような状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）分かりました。そしたら、両方とも年1回はあるということなんですね。分かりました。

議長（矢野正憲君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）今年の実績でいきますと、どちらも1回開催しているというような状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、案件1、議会選出監査委員の廃止等についての件を終了いたします。

議長（矢野正憲君）それでは、案件2、今冬に向けた新型コロナウイルス感染症対策（検査体制等）についての件を説明願います。石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）それでは、今冬に向けた新型コロナウイルス感染症対策（検査体制等）についてご説明させていただきます。

1つ目の概要についてでございますが、現在、新型コロナウイルス感染症は、府内でも1日当たりの新規感染者数が連日250人を超えてきております。今冬の季節性インフルエンザの流行に伴い、多数の発熱患者が見込まれる中、症状が類似する新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、発熱患者がかかりつけ医等においてスムーズに受診が可能となる体制を構築するため、泉佐野泉南医師会では、いち早く府と集合契約を結び、行政検査が地域の診療所や病院でできる体制を整えています。

加えて、府内全体で発熱患者の診療・検査が可能な医療機関を、診療・検査医療機関として指定し、医療・検査体制の拡充を図っているところです。

本町におきましては、今冬に向け新型コロナウイルス感染症対策を、泉佐野泉南医師会熊取班、大阪府泉佐野保健所とともに検討し、当初の課題として、検査体制が飽和状態となった際に検査が逼迫した場合への対策が懸案として上がっておりました。このような状況の中、住民の新型コロナウイルス感染症への不安を軽減し、医療・検査体制の確保を目的に、熊取モデルとして2つの事業を構築いたします。

具体的には、2ページの図をご覧ください。

まず、図の左上の発熱等症状が見られた方につきましては、かかりつけ医へ相談し、その医療機関が診療や検査ができる医療機関であれば、自院で検査・診療を行い、自院でできない場合は、診療・検査医療機関へ案内する体制整備が図られているところでございます。なお、診療・検査医療機関については、公開可能な医療機関を府のホームページに11月24日に公開するとされております。

本町におきましては、図の中ほどに記載しております2つの事業を実施するとともに、3つ目の健康講座につきましては、新型コロナウイルス感染症への予防方法の対応を周知するため、住民や関係機関を対象に現行予算にて開催を予定しております。

すみません、もう一度1ページ目をご覧ください。

2つ目の事業内容についてご説明いたします。

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な検査機関への支援についてでございますが、府の補助制度を活用し、PCR検査装置を新たに整備する臨時的な検査機関に対し、検査機器等設備に係る府補助対象外のPCR検査キット等の経費を、予算の範囲で補助するものでございます。事業の対象者としましては、関西医療大学が検査機器等整備事業の対象となる地方衛生検査所として府に申請中で、臨時的な検査機関となる準備を整えているところでございます。

続きまして、3ページの図をご覧ください。

この支援は、新型コロナウイルス感染症感染拡大時に診療・検査を行う医療機関等が委託している検査機関のキャパシティーにあふれ、検査結果が出るまでに日にちを要する状態になった場合に、この臨時的な検査機関で対応することでスムーズに行政検査が可能となるよう補助するものです。希望する医療機関は、関西医療大学と事前に委託契約の締結が必要であり、先日、医師会との検討会議の中で説明を行うなど、準備を進めているところです。

続きまして、4ページをご覧ください。

2つ目の事業である新型コロナウイルス感染症の流行拡大下におけるPCR検査助成事業についてご説明させていただきます。

整備した町内の臨時的な検査機関を活用し、対象としましては、町内事業者等で同時期に2人以上の感染が認められた場合、発症2日前から5日後までの陽性者に接触した可能性が高いと認められる従業員またはその家族等で検査を希望する者、府内事業所等で同時期に2人以上の感染が認められた場合、発症2日目から5日後までの陽性者に接触した可能性が高いと認められる従業員、ただし、本町住民に限ります、この方で検査を希望する者に対して、PCR検査の費用の一部を助成するものでございます。

この事業を実施するに際し、どのような方を対象とするかにつきましては、医師会熊取班の先生方にもご相談させていただきながら検討いたしました。PCR検査は、一般的に症状のない方に検査を行うことは個人の一定の安心にはつながるものの、感染リスクが低い対象となるほど、感染はしていないけれども陽性と判定される疑陽性が現れやすく、その場合でも陽性者としての対応が必要なことや、医療状況の圧迫を引き起こす可能性もあることから、医師会からも協力を行わないという反対のご意見もいただきました。そのような検討した結果、本町では希望者に対するPCR検査は行わず、クラスター等の可能性のある事業所等の希望に応じて対応する、言わばエリア検査を行うことといたしました。

検査の流れですが、町は、クラスターの可能性のある事業所等に希望に応じて申込みを受け、行政検査に当たらないか、体調等を一定確認した上で、唾液の容器、採取容器を配布いたします。自分で唾液を採取後、事業所で検体を回収し、臨時的な検査機関、関西医療大学のほうへ検体をまとめて搬送いたします。検査結果は町に報告され、各個人へ郵送し、陽性者の場合は、ふれあいセンター管理医師により発生届を保健所へ報告いたします。

ただし、発熱等の新型コロナウイルスの疑似症患者や濃厚接触者などは行政検査対象となるため、新型コロナ受診相談センターもしくはかかりつけ医の相談とし、本事業の対象とはなりません。

また、ご説明させていただきました1つ目、2つ目の事業でございますが、症状がある方が受ける行政検査である1つ目の事業が何よりも優先とさせていただきます。

最後に、今後のスケジュールでございます。

本事業の推進に向け、11月26日に関西医療大学と熊取町での協定締結を予定しております。事業の開始は、関西医療大学が地方衛生検査所として登録し、機器等が整い、準備が整い次第、12月末から1月頃を開始と考えております。広報につきましては、熊取モデルとして、ホームページや広報1月号、チラシ配布等で周知していく予定でございます。

なお、説明させていただきました予算につきましては、12月議会にて補正予算を計上予定でございます。

以上で、説明とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまコロナ対策でのPCR検査の体制の拡充、それに対する行政としての補助制度の新設ということでご報告いただきました。一定体制が前進したものとして評価したいと思うんですが、これは、この近隣ではこういった体制を足並みそろえて行われるということなんでしょうか。その辺、まず、お聞かせ願えますか。

議長（矢野正憲君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）先ほど熊取モデルとさせていただきましたとおり、近隣、大阪府内でもこのような体制というのは取っている市町村はないと思います。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それぞれ各自治体は独自に検討はされているんでしょうけれども、今日ご説明いただいた内容はあくまで熊取モデルだということで、内容的にはちょっとまだ分かりにくい点もあ

るんですけども、全体的には、町が独自の支援策、財政的な面での支援も講じていくということかと思えますけれども、数字的な面とかは明確には示されていないんですが、それは、まだこれから詰めていく部分なんでしょうか。どれだけ助成するとか、その辺のところはいかがですか。

議長（矢野正憲君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）その点につきましては、12月補正のほうで計上させていただいておりますので、またその折に説明させていただきたいと存じます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑ありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ひとつお聞きしたいんですけど、今、接触者アプリみたいなので情報が入ってくるというようなアプリがあちらこちらで見られるんですけども、そんな場合でしたら、事業所で2人以上とかそういうのではないので、このあれには乗らないということになってくるかと思うんですけども、そうした場合、今、家族での接触で広がっていくというふうなことから、それから、本人が不安に思っているけどもそのことを調べられないというふうなことになってしまうのではないかと思うんですけど、その辺については、どのように。

議長（矢野正憲君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）まず、1つ目の厚生労働省でCOCOAというシステム等がございまして、接触歴があると案内通知が来るというものでございます。そのCOCOAで接触歴があるという方は、大阪府の保健所のほうが検査対象として対応することができますので、もしその場合は、保健所のほうへ一報入れていただくことが必要かと思えます。それで行政検査であれば、無料で検査することができます。

2つ目のご家族の方への対応ですけれども、陽性者となった方のご家族の方は、大体皆さん濃厚接触者となりますので、その日のうちもしくは次の日に、改めてまた行政検査として検査対象となるというふうに思いますので、そこはもうこちらの事業ではなく、本来の感染の可能性のあるという行政検査として受けていただくほうがよろしいかと思えます。

3つ目の不安に思われる方という方に関しましては、あくまでも、今は自費で受けることもできますので、何もなくてただ不安だという方には、そういったクリニック、コマーシャル等もされていますので、そういうところで自費で受けていただくということが一つの形になるかと思えます。

ただ、一つ言わせていただきたいのは、先ほども説明させていただきましたように、疑陽性となる率が、何も症状ない方は少し高くなります。ただ、それでも陽性となった場合は、宿泊療養所であるとか陽性者としての対応があること、もし陰性となった場合でも、もしかしたら陰性だけでも陽性である確率も0.1%ぐらいがあることや、その日陰性であっても次の日に陽性になるかもしれない、そういう可能性のある検査であるということ十分に理解した上で受けていただきたいというふうに感じております。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑ありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）すみません、ちょっと1点だけ、確認のため。

4ページの③のところの説明があった内容なんですけど、これは事業所に対する助成事業となるんですけど、これ、事業所で同時期に2人以上の陽性者が発生したということが、これが最低限の条件になっているんですかね。そういう条件があった上で、濃厚接触者以外の方でも不安があって検査してほしいと言われた場合に、そういう検査に対する助成事業だという理解でよろしいんですか。

議長（矢野正憲君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）詳しい対象者につきましては、1ページの下のところの文言で書かせていただいておりますけれども、感染が認められた場合、その陽性者に発症2日前から発症5日後までに接触した可能性が高いと認められる方ということで、ある一定陽性者の人と接触があった、けれども濃厚接触者としての枠からは違う、ただ、やっぱり不安だという方に対して、今回検査を行う対象にしたいというふうに考えました。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その事業対象者の範囲というのは、あくまで限定しているということですね。その範囲に入らない方は助成の対象ではないと。はい、分かりました。

議長（矢野正憲君）質疑、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件2、今冬に向けた新型コロナウイルス感染症対策（検査体制等）についての件を終了いたします。

議長（矢野正憲君）次に、案件3、水道料金の改定についての件を説明願います。大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）それでは、水道料金の改定についてご説明いたします。

資料につきましては、本編と概要版がございますが、本日は概要版のほうでご説明いたします。

1ページをご覧ください。

第1章、概要の1. 1、目的についてですが、熊取町水道事業では、平成12年度の水道料金改定以降20年が経過しており、この間、収入面におきましては、人口減少及び節水機器の普及等に伴う給水収益の減少が顕著に表れている反面、支出面におきましては、施設の老朽化に伴う更新費用等が増加している状況であり、今後におきましても、さらに人口減少が進み給水収益も減少することが予測されています。

このような事情を踏まえ、平成29年度策定の熊取町水道事業経営戦略及び令和元年度策定の「大阪広域水道企業団と水道事業の統合に向けての検討、協議 統合案」において、現行料金のままで推移した場合に、令和4年度に赤字回避のため水道料金の改定が必要となっています。また、下のグラフにもありますように、当統合案の経営シミュレーションでは、単独経営する場合に比べて、統合する場合は、施設の統廃合やダウンサイジング、府補助金の活用などによる統合メリットにより、将来の水道料金の値上げを抑制できることが確認されましたが、令和4年度に8%の料金改定が必要不可欠とされています。

なお、令和元年10月には改正水道法が施行され、水道事業を安定的かつ持続的に運営する観点から、水道施設の維持管理及び計画的な更新等に必要な財源を、原則として、水道料金により確保できるよう料金が健全な運営を確保することができる公正妥当なものであることを、法律上明示的に規定されたところです。

このような背景から、今後におきまして水道事業経営の健全化及び安定化を図るため、水道料金の適正化の検討を行うものです。

続きまして、1. 2、水道法の改正についてでございますが、昨年10月に改正された箇所を抜粋し、掲載しております。

まず、水道法第14条の供給規定についてでございますが、第2項第1号におきまして、「健全な経営を確保することができる」という文言が追加されました。

また、技術的細目となる水道法施行規則第12条第2項において、「算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定されたものであること」並びに同項第3号において、「前号に規定する場合にあっては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること」が新たに追加されました。

下の枠内には、令和元年9月30日付厚生労働省水道課長通知により、「健全な経営を確保」の解釈が示され、適切な資産管理に基づき、水道施設の維持管理や計画的な更新などを行うとともに、水道事業の運営に必要な人材を確保し、継続的なサービスの提供が可能となるよう、水道事業を運営する状態を言うものであるとなっております。

続きまして、2ページの第2章、現況の整理の2. 1、現況の料金体系についてでございますが、

表のとおり、基本料金には基本水量を設けており、口径25ミリまでは8立方メートルまで、口径30ミリ以上は、20立方メートルまでは何立方メートル使用しても基本料金の範囲内となっております。また、40ミリまでのメーター使用料金につきましては、本町から貸出ししているため、徴収することとしています。

続きまして、2. 2、水需要予測についてでございますが、大阪広域水道企業団との統合検討資料より3つのケースを予測しており、料金改定シミュレーションにおきましては、一番減少幅の大きいケース3を使用しています。

次に、2. 3、財政収支についてでございますが、平成25年度から令和元年度までの収益的収支、資本的収支・資金残高、企業債残高をお示ししており、右側にコメントをしています。収益的収支につきましては、折れ線グラフでお示ししております損益について、年度ごとに多少の上げ下げはあるものの、全体的に減少傾向となっております。また、資本的収支・資金残高につきましては、平成30年度から大阪府生活基盤施設耐震化等補助金を活用しているため、収入、支出とも前年度の29年度より増加しています。また、下の企業債残高におきましても、平成30年度から起債の借入れ方法を変更したため、増加しています。

3ページをご覧ください。

第3章、今後の計画ですが、3. 1、広域統合につきましては、令和3年度より大阪広域水道企業団と統合し、事業運営することとしています。

3. 2、事業計画では、令和3年度から令和12年度までの10年間の整備計画について、左側に、基幹管路・重要路線における管路整備計画図を、右側に、その他配水管の管路整備計画図を記載しています。

4ページをご覧ください。

左の図は、統合に伴う配水場などの施設整備計画で、施設の統廃合によるダウンサイジングなどの最適配置を計画しています。右の表は、令和3年度から12年度までの事業費や更新年度などを記載した事業計画表となっております。

1番目の事業名、配水池等の統合整備の区分、希望が丘受水・配水池につきましては、左の図の①に該当し、本町の配水量の約80%を担っています、希望が丘配水池の耐震化工事を実施するものです。現在は、企業団からの水を一旦受水池で受け、その水を配水池に送った後、ポンプにてつばさが丘北配水池や南海ニュータウン、七山、新野田、桜が丘地区に水を送っておりますが、企業団と統合することにより、受水池を廃止し、統合配水池として整備することにより、広域化の補助金も活用できるものです。また、希望が丘配水池からつばさが丘北配水池に水を送っているものを、企業団の用水供給管路とつばさが丘北配水池への送水管路を直接連絡することにより、送水圧を有効活用し、動力費の削減等が可能となるものです。令和3年度から5年度までの3か年事業として計画しており、総事業費は、事務所の更新も含めて約8億7,000万円となっております。

その下のつばさが丘北配水池につきましては、令和6年度に自家発電設備を整備するものです。

その下のつばさが丘西配水池につきましては、当該配水池に設置しております緊急遮断弁の改修工事を令和4年度に実施するものです。

その下の監視制御設備の一元化につきましては、左の図の三角の2に該当し、既に企業団と統合している泉州地域の各水道センターと協力し、集中監視設備を整備するものです。

その下のアセットマネジメントに基づく更新等につきましては、更新基準年数を迎えた電気や機械設備の更新となっております。

その下の基幹・重要管路及びその他配水管につきましては、3ページの管路整備計画に要する事業費となっております。

以上、令和3年度から12年度までの概算工事費につきましては、合計で59億8,300万円となっております。また、統合後10年間は広域化の補助金の活用が可能となり、その額につきましては、統合案でもお示しましたとおり14億5,000万円となっております。

続きまして、5ページをご覧ください。

第4章、財政シミュレーションについてでございますが、4. 1、現況の料金体系による財政シミュレーションとして、先ほどの第2章の2. 3、財政収支と同様に、収益的収支、資本的収支・資金残高、企業債残高・企業債残高対給水収益比率をお示ししています。

収益的収支につきましては、令和4年度以降に赤字額が増加していきます。また、資本的収支・資金残高につきましても、令和7年度には1億1,000万円のマイナスとなり、それ以降も赤字額が増え続けていくこととなります。さらに、企業債残高の規模を表す指標となっております企業債残高対給水収益比率につきましても、企業債残高同様、増加していきます。本比率に関する明確な数値基準はありませんが、他団体との比較等により状況を把握、分析する必要があります。平成30年度決算における全国平均は約270%となっており、令和5年度には全国平均を上回ることであります。

続きまして、4. 2、料金改定率の検討についてでございますが、先ほどの現況の料金体系による財政シミュレーションを解消するためには、令和4年度に、供給単価ベースで7.7%、令和7年度に10%の改定が必要となり、その結果、収益的収支におきましては、収入が支出を上回り、資本的収支・資金残高におきましても、資金残高はプラスを維持するとともに、企業債残高・企業債残高対給水収益比率では抑制することが可能となるものです。

次に、令和4年度に7.7%の改定を行った場合の水道料金を6ページにお示ししてございます。

4. 3、料金体系の検討についてでございますが、日本水道協会策定の水道料金算定要領や水道料金改定業務の手引きに基づき、基本料金と従量料金の明確化を行うため、これまで採用していました基本水量やメーター使用料金を廃止し、特に原価割れが顕著であった使用水量が30立方メートルまでの部分を改善することにより逡増度の緩和を図るなど、分かりやすい料金体系の構築や、公平性の確保の観点から実施いたします。

また、令和7年度につきましては、令和4年度以降改めて料金改定の適正化の検討を行うこととしており、その際には、水道料金の改定に大きく影響します令和7年度に予定しております永楽浄水場の撤去工事の時期を精査するなどの検討を行うことといたします。

それでは、改定後の料金体系表をご覧ください。

基本料金につきましては、25ミリまでの小口径は590円から500円に、30ミリ以上の中大口径は3,000円から2,520円にそれぞれに値下げし、小口径の従量料金につきましては、基本水量を廃止したことにより、1立方メートルから水道料金を計上するため、これまで基本水量に含まれていた8立方メートルまではゼロ円から70円とし、9から10立方メートルは61円値下げし70円に、11から20立方メートルまでは8円値上げし161円に、21から30立方メートルまでは8円値上げし194円とし、31立方メートルからは変更はございません。30ミリ以上の中大口径の従量料金につきましても、これまで基本料金に含まれておりました20立方メートルまではゼロ円から70円とし、21立方メートルからは変更はございません。

その結果、真ん中の表の1か月当たり水道料金の比較の差額の欄ですが、一般用の口径20ミリにおきましては、ゼロ立方メートルでは230円のマイナス、10立方メートルでは210円のプラス、20立方メートルでは290円のプラス、30立方メートル以上は370円のプラスとなります。中大口径用の口径40ミリにおきましては、ゼロ立方メートルでは810円のマイナス、10立方メートルでは110円のマイナス、20立方メートル以上は590円のプラスとなります。

なお、一般用のメーター口径20ミリの1立方メートル当たりの水道料金と給水原価を比較したものが、その下の表となっております。原価割れが発生しておりました40立方メートルまでの水道料金が多少なりとも解消されており、それを図にしたものが右上の図でお示ししております。

また、今回の改定に伴い、口径20ミリで20立方メートル使用した場合の水道料金を、大阪府内の自治体と比較したものがその下の表となっており、こちらは消費税込みの価格で表示しています。これまでは20立方メートル当たり2,770円で、府内安価な順から19番目でしたが、3,090円となり、

31番目となります。

最後に、第5章の今後のスケジュールについてでございますが、水道事業給水条例の一部を改正する条例について12月議会に上程し、ご可決いただきましたら、来年1月の企業団運営協議会及び首長会議にて、本条例を引き継ぐ内容となります企業団条例について審議された後、2月の企業団議会において企業団条例の改正を上程し、ご可決いただきましたら、3月末にて本町関係例規を廃止し、4月1日から企業団に引き継ぐ予定としてございます。その後、9月以降にホームページや広報紙等により住民の皆様へ周知を行い、令和4年4月1日に料金改定を行う予定としてございます。

また、本編資料につきましては、今回検討を行いました水道料金の改定についての詳細な資料となっておりますので、後ほどお目通し願います。

今回の水道料金の改定につきましては、近い将来発生が想定される巨大地震に備えた耐震化工事を実施していく上で、どうしても必要となる事業費を確保するためのものとなっておりますので、何とぞご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、水道料金の改定についてのご説明を終わります。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいま水道料金の改定についてということでご説明いただきましたが、間もなく大阪広域水道企業団に統合となるわけなんですけど、料金改定が令和4年4月からなんだけれども、統合の前に料金改定について決めておくということになるということらしいんですけど、どうもその辺がちょっと腑に落ちないんですけれどね。

統合した後も料金改定とかいうことが発生するかと思うんですが、統合した後については、まだ統合といっても大阪府全体の完全統合ではないですよね。そういう状態での水道料金の個別の議論というのはどうなっていくんですか。

議長（矢野正憲君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）統合した場合でも、会計は各水道センターごとというふうになっておりますので、来年の4月に統合しましたら、大阪広域水道企業団熊取水道センターとなりますが、会計は熊取水道センターで単独で行うということになっております。ですので、その中で、料金改定が必要なものについては各水道センターで検討していくということになります。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そういうことであろうとは思ってはいましたが、そうなりますと、現時点で令和4年4月からの料金改定を決めておいて、その後、また改定が必要な場合はそのセンターで決めていくわけですよね。その際に、熊取町議会として物申したいというときには、どうなるんですか。

議長（矢野正憲君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）統合した後に料金改定ということになりましたら、まずは、熊取町の首長、町長のほうにご説明に行きます。そして、その後、議員全員協議会、熊取町の議員全員協議会のほうにもご説明に上がります。そして、そこで皆様のほうと議論を行うこととなります。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、これまで議会で水道料金値上げ、それをやめてちょうだいと我々が言ったとしても、それで値上げストップということになかなかならなかったような気もするんですが、ただ、議員の多数が、いや、これ以上値段上げられたら困るというふうなことになれば、議員全員協議会で説明していただいて、どうも議会の反発が大きいということであれば、ちょっと今回は値上げ見合せしましょうということとは、あり得るわけですか。

議長（矢野正憲君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）今、現時点におきまして、議員の半分以上が反対だからもうやめときましょ

うとか、そういうことはちょっと今は答えはできないんですが、少なくとも議員の皆様は住民の代表でございますので、その議員の皆様のご意見を尊重して、その後どうしていくかということを決めていくことになると思います。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）広域水道企業団の議会というのがありますが、そこでは、個別自治体ごとの、センターごとの料金改定については議論はしないということなんですかね。

議長（矢野正憲君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）議論いたします。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ということは、そういう議会の場で議員が出ていれば発言していただくということも可能だということではあるわけですね。

議長（矢野正憲君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）大阪広域水道企業団の議会の議員につきましては、割当てというのがございますが、ただ、今回のような料金改定の案件が議会で議論されるという年には、必ずその自治体の議員の方がその議会に入ることになっております。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）はい、分かりました。

議長（矢野正憲君）ほかにありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）同じような質問になるんですけれども、来年4月から統合、企業団のほうへ参入する前にこの議案が出てきたという意味を、ちょっと分かりやすく教えていただけますか、この時期に。

議長（矢野正憲君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）概要版の6ページの一番最後の第5章の今後のスケジュールというところがあるかと思うんですが、どうしても住民の皆様、お客様への周知期間というのでも必要でございますので、それらを考慮した場合には、今回この12月議会でご審議いただいて、そして来年の2月に企業団の議会がございます、そして、その企業団の議会の中で議案として出さなければ、令和3年9月から予定しております住民の皆様、お客様への周知期間が確保できないというところで、今回、この12月議会のほうで、条例のほうの一部改正を議案として上げさせていただきたいというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）おおむね分かりました。周知期間として、この時期にこれを上程しなければならないということですね。

内容は分かりましたが、あと、料金体系のところなんですけれども、基本料金が値下げになるんですが、使用料の、従量料金ですか、1立方メートル当たりの使用料がゼロだったところが負担になりますよね。熊取町の特徴としては、学生がたくさんおられるということで、その方々への負担が増えるのではないかなという気がするんですが、それはどのような実態になりますか。

議長（矢野正憲君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）学生の場合は大体1か月10立方メートル前後かなというふうに思います。それで、6ページの真ん中の表の1か月当たりの水道料金の比較ということで、一般用、口径が20ミリの場合の10立方メートルで比較しますと、今でしたら990円の分が1,200円ということで、1か月210円の値上げということにはなってしまう。ただ、その下の給水原価と水道料金単価の比較ということで、どうしても少ない量、使用水量が少ない方につきましては、原価割れを起こしている状況です。その原価割れをどこで補っているかと言いましたら、たくさん使われている学校なり工場なり、そういったお客様のほうからその分を補填しているという状況でございます。

ただ、この分で今回改定しましても、それが全く解消されるというわけではございませんでして、

でも、幾らかはその分も解消されるということで、学生にはご負担をおかけすることになるかと思いますが、ご理解いただきたいというふうには思っております。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）実態としてはそういうことなんでしょうね。

だから、今、一人の高齢者の方もおられますし、一人世帯というのがかなり増えていますよね。そういう実態の中でこの料金体系になるということは、一定今まで安くついていた分が、必要の分まで頂くという形に変わるということになるので、値上げはやむを得ないという提案かなというふうに取ったんですが、それで間違いないですか。

議長（矢野正憲君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）6ページの右の上の図がございまして、高齢者で一人で住まいの方につきましては、確かに10立方メートルで210円の分のご負担をおかけすることにはなるんですが、ただ、この表を見ていただきましても、かなり給水原価よりも安い価格で、今、提供しておりますので、何とかそのあたりをご理解いただきたいというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）説明のほうは分かりました。

それと、今年はコロナがありまして、特殊な年だったと思うんです。在宅期間も多くて、手洗いなどの呼びかけもあって、水量が増えているのではないかなというふうに感じて、今回、基本料金の半額ということが3月まで行われるんですが、その傾向として、まず、水の使用量的にはどんなふうになっているのかなということと、それを引き継ぎ続けるということが可能なかどうか、その辺も聞かせていただきたいです。

議長（矢野正憲君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）確かに水の使用量につきましては、昨年度と比較しまして多少増えております。ただ、悲しいかなと言いますか、一般家庭の方、この表でいきます給水原価を割っている方々は増えているんですが、学校関係とか工場関係が減っておりますので、給水収益としたら、昨年度よりは少し減っております。

それで、2つ目の、今回、基本料金の半額という分を実施しております。この分につきましては、基本料金を半額した分は、一般会計のほうから補填していただいておりますので、またこれを継続するかどうかというのは、町の施策とも連携を取りながらということになるかと思えます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）ほかに。浦川議員。

3番（浦川佳浩君）6ページの熊取町の料金（大阪府内の比較）というところなんですけれど、熊取町はこの20年間料金を引き上げてこなかったというところで、人口減と修繕費用ですか、その辺の老朽化対策としても、これだけ後ろのほうから数えても近くなってしまうかなと思うんですけれども、人口減とか老朽化対策って他市町も同じやと思うんですよね。なぜ、この熊取町だけが後ろのほうに数えて上がるのか。令和4年度に向けて、他市でもどんどん値上げというのはしていく動きになっていっているんでしょうか。

議長（矢野正憲君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）今回、本町と同じように統合を予定しております河南町につきましても、今、値上げの議論をしているというふうにはお聞きしております。あと、今年度の4月1日から吹田市のほうが水道料金の値上げを実施しております。

どうしてもこの大阪市が一番安いというのは、お客様の関係なんです。どうしても大阪市内でしたら比較的平たんな地域ですので、特にポンプで水を送らなければいけないとか、そういうところも少なく、そして、しかも企業が多いと。たくさん使っていただけるお客様が多いというような、そういった地形的な条件というのも、やはりこの水道料金には大きく影響しております、どうし

でも町村の場合でしたら、なかなかそのあたりが苦しいというところがございます。

議長（矢野正憲君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）少し補足ですけれども、今回、統合をうちと一緒にするほかの3団体ですけれども、ご存じかと思いますが、企業団のホームページでもこの統合案をアップしていますので、その経営シミュレーショングラフというのが、うちと同じような形で右上がりとなっております。ですので、藤井寺市につきましても令和6年度に17%とか、大阪狭山市については令和5年度に14%上げる予定でございます。うちを含めた4団体が、平成3年4月ですけれども、次に、3年後にまた、今、大体10団体ぐらい手を挙げているみたいなんですけれども、同じくこのようなシミュレーショングラフ作って、恐らく、ほとんどそうなると思いますけれど、大体同じようなグラフができてくると思います。

それで、今、並んでおります、今うちより河南町が一つ安いんですけれども、また同じく上げる予定でございますので、うちよりも高くなると。狭山市とか藤井寺市につきましても、また超えていくだろうというほうで、うちはまだ今回7.7%、抑えていますので、その辺ちょっとご理解願いたいと思います。そういう状況でございます。

議長（矢野正憲君）ほかにありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）水道料金には下水道が乗ってくるかと思うんですけれども、下水道を同じように上げていくのかどうか、料金ですね。その辺、ちょっと聞かせていただけますか。

議長（矢野正憲君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）下水道のほうですけれど、私、同じ管轄ですので、お答えしますけれども、下水道につきましては、今年の12月11日、全員協議会のほうで、下水道ビジョンの経営戦略というので、そちらのほうで一応今後の財政状況をご説明させていただく予定でございます。

その中では、当然ちょっと同じように水量が下がっていています。下水は、水道に比べてまだ整備している部分もございますので、水量も伸びながら、人口が減っているけれども整備も増えていると。ちょっとこういう綱引き状態で、今年とかやったら、やや上がっている部分がございますけれども、だんだん普及率が上がるにつれて、もう飽和状態になったら今度は横ばいから下がっていくだろうという状況になると思います。ですので、下水道につきましても、今後、料金改定する予定は出てくると思います。そちらのほうでまたご説明をさせていただきますので、よろしく願いします。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、案件3、水道料金の改定についての件を終了いたします。

議長（矢野正憲君）次に、案件4、公民館・町民会館の整備についての件を説明願います。立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）それでは、公民館・町民会館の整備についてご説明申し上げます。

5月28日の議員全員協議会では、公民館・町民会館の整備方針について、公民館・町民会館は大規模改修、町民会館ホールは建て替えという方向性で、整備の考え方や整備検討委員会の設置、また基本設計、実施設計業者の選定についてご説明させていただいたところがございます。

それでは、その後の進捗状況についてご説明させていただきます。

お手元の資料、公民館・町民会館の整備についてをご覧ください。

1、住民ニーズの把握についてでございます。

先般5月28日の議員全員協議会において、アンケート調査について説明いたしました。現在の施設を利用している団体等の活動の場を確保しつつ、新たな利用促進を図ることができる施設となるよう、主に3つのアンケート調査を実施いたしました。

1つは、利用者アンケート調査といたしまして、現在、公民館・町民会館、また教育・子どもセンターを定期的に利用している団体に対しまして、活動頻度や活動内容、また部屋や設備に対するご意見、ご要望をお伺いするアンケート調査でございます。5月から6月にかけて行い、利用している73団体ほぼ全ての団体からご回答をいただきました。

そして、2つ目は、住民無作為抽出アンケート調査といたしまして、10歳刻みの年代ごとに無作為抽出した1,000人を対象に、公民館・町民会館の利用状況や施設設備に関する満足度、また部屋や設備の希望などをお伺いするアンケート調査でございます。7月に実施し、316人の方からご回答をいただきました。

3つ目は、6月に、公民館や煉瓦館など関連する公共施設にも同様のアンケート調査票を備え付け、32人の方からご回答をいただいたところでございます。

アンケート調査の結果について、少し上げさせていただきますと、トイレの洋式化やエレベーターの設置などユニバーサルデザインに関するもののほか、音響設備、防音機能が整った音楽活動ができる部屋や壁鏡が設置された部屋の整備、また、Wi-Fiやパソコンが整備された自習やテレワークができる環境、その他、小さい子ども連れの方の利用への配慮や、施設全体の雰囲気改善など、設備、環境に関するご要望を多くいただいたところでございます。

なお、アンケート調査の結果につきましては、別添1の熊取町公民館・町民会館整備基本構想（素案）の15ページから18ページに掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、2、公民館・町民会館整備検討委員会の設置・開催でございます。

基本構想や基本設計を策定するに当たりまして、利用者を含む住民の方々から広く意見をいただき、その意見を基本構想や基本設計に反映させたものにするため、学識経験者や住民代表等で構成する公民館・町民会館整備検討委員会を、6月24日に設置いたしました。そして、7月29日に第1回目の委員会を開催し、整備方針や基本構想（素案）、プロポーザル実施要領（素案）のたたき台をお示しさせていただきました。この委員会におきまして、委員の方々から基本構想について、今後の公民館、町民会館ホールの在り方や目指すべき姿、また、熊取町としての特徴や特色など求めるものが伝わってこないなど、厳しいご意見を頂戴したところでございます。

こうしたご意見等を踏まえ、プロポーザルにおいて創造性に満ちた提案を期待するため、基本構想にコンセプトやホールの音響への配慮などを明記させていただき、8月12日の第2回の委員会にご提示させていただいたところでございます。この第2回の委員会におきまして、委員から、公民館・町民会館のほか、庁舎やふれあいセンター、また老人福祉センターなど公共の施設が全て横に隣接しており、南側にある来庁者用駐車場からそれぞれ施設へ行くには道路を横断しなければならず、高齢者や障がいをお持ちの方、また子どもにとっても危険であることから、町民会館ホールを建て替えるのであれば、道路の横断を少しでも少なくすることを考えて、南側の来庁者用駐車場に建てることはできないかというご意見をいただきました。

当初、町民会館ホールについては現地での建て替えを予定しており、このご意見につきましては様々な面で慎重に検討することが必要であったことから、スケジュール的にも少しお時間を要しましたが、一つの案として整理し、10月7日の第3回整備検討委員会においてご議論いただき、委員皆様からのご意見をいただいたところでございます。委員皆様の個々ご意見につきましては、やはり、南側の来庁者用駐車場から各公共施設へ行く際の道路横断は危険が多く、町民会館ホールを南側来庁者用駐車場に建設し、現在のホールの場所を駐車場にすることにより、各公共施設に隣接する駐車スペースを現在より多く確保し、道路を横断するという危険性を少しでも回避することができる、また、公民館はもとよりふれあいセンターや庁舎などへ行く際にも、高齢者や障がいをお持ちの方、子どもなど、社会的弱者と言われる方々のための配慮としても大きな効果があることから、南側来庁者用駐車場での町民会館ホールの新設というご意見が多かったところでございます。

しかしながら、一方では、公民館とホールが分かれることにより、様々な場面における公民館とホールの一体的な利活用ができなくなること、そして、今後想定される継続した維持管理経費の増

加に対する懸念、また、今後進んでいく人口減少、少子高齢化を見据え、将来的なことも考えて現地における建て替えというご意見もいただいたところでございます。整備検討委員会の中では、南側来庁者用駐車場での新設でのご意見が多数ではあったものの、いろいろなご意見がある中、町におきましても、非常に判断に迷ったところでございます。そのような状況の中で、整備検討委員会の委員長にもご足労いただき、じかに町長とお会いし、整備検討委員会における議論の状況等をお伝えいただき、意見交換を行ったところでございます。

こうした経過の中で、町といたしましては、やはり多数の委員がおっしゃられるとおり、ホールの建設場所については、南側の来庁者用駐車場で考えていくということで、先般、10月27日の第4回整備検討委員会でご報告をさせていただき、基本構想（素案）やプロポーザル実施要領（素案）についても、改めてご意見等をお伺いしたところでございます。

それでは、続きまして、3、基本構想（素案）及びプロポーザル実施要領（素案）についてでございます。

先ほど申しましたとおり、10月27日の第4回整備検討委員会においていただきましたご意見を踏まえ、現段階で取りまとめた素案でございます。

まず、別添1、熊取町公民館・町民会館整備基本構想（素案）をお願いします。

お時間の都合上、要点をかいつまんでご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1枚おめくりいただき、目次をご覧ください。

基本構想（素案）につきましては、現在、6章立てとしております。第1章、第2章は、基本的な事項といたしまして、第1章は、熊取町の概況、第2章は、主な関連計画の整理でございます。第3章につきましては、国の動向、また第2章で記載した関連計画を踏まえ、これからの生涯学習関連施設が果たしていく役割を整理し、記載させていただきました。そして、第4章で、現在の施設の現状、現在の利用状況、それから、先ほど説明させていただきました各種アンケート調査の結果について、記載させていただいております。次に、第5章ですが、第3章、第4章を踏まえ、現状の課題整理として記載させていただきました。最後に、第6章でございます。第3章における生涯学習関連施設が果たしていく役割、第4章における住民ニーズ、そして第5章における課題、これらを踏まえまして基本コンセプトを定め、それに基づく整備内容としてまとめました。

それでは、その内容につきまして、別紙1の概要版をご覧くださいませでしょうか。

第1章から第5章につきましては説明させていただきましたので、右上の第6章、施設整備における基本コンセプトと整備内容等をお願いします。

(1)といたしまして、施設整備における基本的方向性を記載し、先ほどご説明させていただきました新築するホールの建設場所について、整備対象範囲の航空写真を掲載しております。

続いて、(2)施設整備における基本コンセプト、(3)整備内容でございます。こちらは、整備検討委員会にご参画いただいております学識経験者の委員からのご助言をいただきながら作成いたしました。基本コンセプトといたしまして、「すべての住民があらゆる場面で出会い、学び、育ちあう、文化創造施設」として、表の一番左端になりますが、4つの項目を掲げさせていただきました。

①は、本町が将来像に掲げる、「“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち」の実現といたしまして、今回整備する公民館、町民会館ホールについては、役場庁舎やふれあいセンター、老人福祉センター、来庁者用駐車場を総合的に捉え、新築するホールについては、このイメージを象徴するものとして、独創性のある外観を有する施設を考えています。

次に、②は、住民が主体となり、あらゆる場面で出会い、学び、育ち合うための施設といたしまして、これまでの活動を継続させながら、学生や若者などの新たな利用促進、また、ホールについては、音楽活動やダンスなど多目的に利用できる施設にするとともに、公民館との共有利用を図り、地域社会、コミュニケーションの活性化や新たな文化が生まれる施設を目指します。

③は、誰もが安全・安心に利用でき、効率的・安定的に運営できる施設といたしまして、公民館については、耐震改修、老朽化対策のほか、ホールも含め、ユニバーサルデザインの取組とランニングコストの抑制に配慮し、敷地については利用者等の安全な動線を確認することとしております。また、ホールを除却した跡地については、議員からもご意見をいただいております防災という観点から、大規模災害時に災害応急活動が実施できるような防災拠点機能を備えたスペースの整備も考えたいと思っています。

最後に、④は、各施設の機能の有効活用と施設配置の適正化でございます。こちらは、公共施設等の管理に関する基本的な方針といたしまして、利用者層や利用目的に柔軟に対応できる機能重視の考え方に基づく適正な施設配置、効率的・効果的なサービス提供、そして、他施設から機能集約に柔軟に対応できる施設を目指すとして、公共施設等総合管理計画に記載している内容を改めて記載させていただいたものでございます。

以上、これら4つの基本コンセプトを柱として掲げさせていただきました。

それでは、この基本コンセプトに基づく整備内容についてご説明させていただきます。

表の真ん中の列に公民館、右の列にホールの主な整備内容をまとめたものでございます。

まず、公民館の大規模改修の整備内容についてでございます。

②のコンセプトの欄では、1つ目の丸、自習、テレワークができる部屋の整備、2つ目の丸、運動・音楽活動に適した諸室の整備などがございます。また、③のコンセプトについては、2つ目の丸、敷地の再整備として、駐車場、大規模災害時に災害応急活動を実施できるような防災機能拠点の確保等、3つ目の丸ですが、ユニバーサルデザインの取組といたしまして、エレベーターの設置を行います。

次に、右の列、南側来庁者用駐車場に新築するホールの整備内容についてでございます。

①のコンセプトについては、1つ目の丸、「“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち」や子育てしやすいまちのイメージを象徴するような、独創性のある外観を有するホールにしたいと考えています。次に、②のコンセプトの欄、2つ目の丸、座席については、現在の327席から400席程度に増席を行い、3つ目の丸、舞台につきましても、現在のスペースより拡張を考えております。③のコンセプトの欄、2つ目の丸、コロナ禍に対応した換気性能、静音声に配慮した空調設備、4つ目の丸、施設運営に係るランニングコストを抑える構造や機能を備えたホールの整備を考えているところでございます。

続いて、基本コンセプトの表の下になりますが、(4)概算整備費用でございます。

基本設計、実施設計、アスベスト調査、工事関連事業費等で約12億円でございます。今回、ホールを南側来庁者用駐車場に建設することにより、ホールに事務所等のスペースも必要であること、また、新たにホール周辺の駐車場、大阪外環状線に隣接する敷地の環境整備を行うことから、整備費用が増え、その分の増が約1億1,000万円、また、その事業費の増に伴う基本設計、実施設計業務について、6月議会定例会におきまして6,830万8,000円の債務負担行為補正をさせていただいたところですが、今回、約1,000万円増え、7,844万4,000円となっております。

なお、今申したとおり、基本設計、実施設計業務に係る経費につきましては、変更が生じたことから、この12月議会定例会におきまして債務負担行為補正を上程させていただいているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、今後のスケジュールについてでございます。

別紙の2をご覧ください。

現在、この基本構想につきましては、社会教育委員会議、また教育委員の皆様にもご意見をお伺いしているところでございまして、本日、議員皆様からもご意見等をいただきまして、いただきましたご意見等を踏まえ、加筆修正を行い、案とした上で、来月12月上旬に予定しております第5回の整備検討委員会を経て、確定したいと考えております。その後、別紙2に記載のとおり、1月からプロポーザル方式による設計業務委託業者選定作業に入り、3月には、その事業者を決定、決定

後、速やかに基本設計、解体設計、実施設計業務を行い、その後、工事業者を選定し、議会の議決を経て、令和4年10月から、ホールの解体工事、公民館の大規模改修、またホールの新築工事に着手したいと考えているところでございます。

最後になりますが、(2)プロポーザル実施要領(素案)についてでございます。

別添2、熊取町公民館・町民会館整備事業基本設計・実施設計業務委託プロポーザル実施要領(素案)をお願いします。

こちらは、1月から行う設計業務委託業者選定のためのプロポーザル実施要領でございます。委託業者の選定に当たりましては、さきの5月28日、議員全員協議会でご説明させていただきましたとおり、基本構想など、これまでご議論いただいていた公民館・町民会館整備検討委員会において、ご審議、評価をお願いいたしまして、契約事業者の候補者の選定を行いたいと考えております。

それでは、事業者選定における評価基準についてご説明させていただきます。

評価基準につきましては、大阪府や、最近行われました大阪府内市町村の評価基準、提案テーマを参考に作成したものです。

まず、12ページをお願いいたします。

応募されました事業者の評価決定については、2段階で行います。

まず、一次審査といたしまして、12ページの評価基準の表、一番左の欄に記載のとおり、①企業の評価と②配置技術者の評価により、審査を行います。

次に、二次審査でございます。

16ページをお願いいたします。

二次審査につきましては、先ほどご説明いたしました基本構想に基づき、応募事業者から提出された技術提案書、そしてプレゼンテーションの内容を基に、表の左側の欄、1から6に記載しました項目ごと、その右側に記載した評価内容について、設計事業者としての適格性、独創性、実現性などを5段階で総合的に評価し、一次審査30点及び二次審査120点の合計150点の評価点により、最優秀提案者、すなわち契約事業者の候補者を選定するという流れになっております。

説明につきましては以上でございますが、最後に、ただいまご説明させていただきましたプロポーザル実施要領(素案)につきましては、まだ未確定なものではあり、今後、基本設計、実施設計を委託する事業者を選定するためのとても重要なものでございます。この実施要領(素案)の取扱いにつきましては十分にご注意いただけますよう、よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長(矢野正憲君) ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) ただいまご説明いただきまして、町民会館ホールの建て替えの場所について、かなり真剣な議論をしていただき、最終的に現在の駐車場、来庁者用駐車場の北側に大ホールを建てるということに決定したということのようなんですが、そのことを決定するに当たっては、ホールを利用する方の利便性という点で、ホールを利用すると同時に、現在の公民館の会議室等も同時に利用するというパターンもあったりするので、そういう場合には一定不便を来すということになるかと思うんですが、そうなりますと、現地で大ホール、ホールを建て替える場合と、別の敷地に、比較的近いところではありますけれども、道路を挟んだ場所にホールを建て替える場合とでは、ホールの設計の仕方も変わってくるかなと思うんですが、ホールに併設して一定の控室とか会議室、最低限の部屋を、大ホールだけではなくて最低限一定数の部屋を併設する必要があるかなと思うんですが、その辺のことも考えておられるんでしょうか。

議長(矢野正憲君) 立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長(立石則也君) 南側にホールを建設しますと、確かに一体的な利用ということで考えていく必要がございます。その中で、例えばホールで何かイベントを行うという場合、控室とか

そういったものも必要になってきますので、そういった控室というものも、やっぱり南側に、新しいホールに作っていく必要があるだろうというふうには考えております。

これにつきましては、今、基本構想の素案を使いまして業者を選定し、基本設計の中で落とし込み作業をやっていききたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それと、あと約1年ぐらい、ホールの場合は1年余りになりますけれども、公民館のほうも改修期間が約1年ほどになっているんですが、その間の、現在利用している方々への対応というのはどうなるんですかね。

議長（矢野正憲君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）現在、公民館・町民会館を定期的に利用している団体が53団体あります。それぞれ活動人数や活動内容も様々です。閉館期間中につきましては、団体の活動につきましては、煉瓦館や中家住宅、教育・子どもセンター、図書館等で利用していただけるように考えております。現在、部屋の空き状況を調べ、どこの部屋が使用できるか検討しているところでございます。

今後は、各利用団体と面談しまして、ご意見をお聞きし、対応していきたいというふうに考えております。できるだけ今使われている団体の活動が変わらないようにというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その辺は、ぜひともきめ細かく丁寧にやっていただけたらと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑ありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）検討委員会のご意見を聞かれて、相当苦労されてまとめられたというのはよく分かるんですけども、今日、これ、先ほど課長から話あった、ここで意見聞きということなんですけれども、それ以外にでもあれですかね、その後、資料見て、こんなんでしょうかとか、そういう意見でもいいんですかね。

議長（矢野正憲君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）既に、社会教育委員会であるとか教育委員会定例会の教育委員とかにも説明しておりまして、教育委員につきましては、一応11月末まで、ご意見があったらということでご言っております。議会につきましても、12月9日に第5回目の検討委員会を行います。そのときに、成案というか、として決めたいと思いますので、できましたらそれまでにとりかかるとか、お願いしたいと思います。できましたら11月末、社会教育委員と同じような形でよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）先ほど、前回の全協での説明で、例えば災害対応だとか考慮しますよというんで説明あったんですけども、そういうことをやっていると、ちょっと経費が膨らむような気がして、例えば、検討委員会でも話が出たと聞いているんですけども、発電機であるとか蓄電池であるとか、そういうものを置くとか、太陽光発電を入れるとか、そういうふうなことになるかと、これ、たしか小学校5校の体育館には一部そういう機能がありますので、避難所ということですね。そういうあたりは念頭に入れてなのか、役場のこの周辺の施設なんで、電力会社も配慮しているというのは聞いていますので、そのあたり、この12億円の中にはそういうことは念頭にあるかどうか聞かせてください。

議長（矢野正憲君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）今考えておりますのが、資機材を置く防災倉庫であるとか、防災井戸ですね、それとかマンホールトイレ、かまどベンチ、そういったものをちょっと念頭に置いております。今言っている発電とか、そういったことにつきましても、今後、防災担当部局と協議、調整

しながら考えていきたいというふうに思います。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）できる範囲でお願いします。

それと、このホールを向こう側に建てる計画で進めるということなんですけれども、一番のあれは交通安全上の問題というのと、あと、敷地が限定されて狭いというのもあったと思うんですけれども、交通安全上の問題ということになれば、これ、具体的に進むまでに警察協議が必要やと思うんですけれども、そのあたりどうなんですか。

議長（矢野正憲君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）おっしゃるとおりでして、警察の協議が必要になってきます。例えば路面標示を新たに設置するとか、また、横断歩道の位置も、例えば変えるに関しても警察との協議が必要になってきますし、また、担当部局がございますので、そこのやっぱり協議、調整はしていくという考えを持っております。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）私が言っているのは、今もう現に公共駐車場があつて、その利用者は、一遍に来ることもあると思うけれども、ほとんどがばらばら来ると思うんですけれども、ホールを置くとすると、ある程度一定の時間帯に横断というのが出てくる可能性があるんでね、そういう意味での警察協議が、施設を設置するという意味での警察協議が必要違うかなと。そういう意味ですわ。

駐車場への動線だとか、場合によっては右折レーン作れとか、そういうことが出てくる可能性があるんで、そういうやつはやっぱり事前にきっちりやっとかんと、教育委員会だけでは収まらんの違うかという懸念があるんで、そういうことなんです。

議長（矢野正憲君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）必要な協議は、警察も含めてやっていきたいと思います。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）これ見ていて、今の最新の施設を造るわけですから、今、世間で一番テレビやラジオとかでも言っているSDGs、この考え方の提案をぜひとも設計業者というんか、そういうところにも出してもらったらどうかとは思いますが、ちょっとまた11月中に一遍調べときますけれども、そういうことも配慮した施設ですよとか、熊取町では、新たに設置するホールとか大規模改造、耐震する公民館については、こういう考え方も入っていますよというのが売りになると思うんで、そのあたりどうですか。

議長（矢野正憲君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）SDGsにつきましては、ご提案どうもありがとうございます。そういったことも、基本構想の中で落としていきたいというふうに考えますので、よろしくをお願いします。

議長（矢野正憲君）ほかに。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）すみません、整備費用につきまして、これ、ちょっと確認なんですけど、国のほうからの補助というのは、あったんですかね、その確認。

議長（矢野正憲君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）財源につきましては、いろいろ有利、有効に活用できるものを検討してきましたが、現在のところ、工事等事業費の補助も受けることができ、起債の対応もできる社会資本整備総合交付金の活用を考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

今、防災の機能も入るといっておられましたので、社会資本整備総合交付金、プラス、

国土強靱化の補助金とかいうのは、そういうのはここには適合しないんですか。

議長（矢野正憲君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）それと、防災的な部分については、防災対策事業債の対象の事業費ということもちょっと考えてはおります。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。そういったものも含めて、いろいろお金、調整できる分はしていただきたいと思いますので、お願いします。

議長（矢野正憲君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

これをもって、案件4、公民館・町民会館の整備についての件を終了いたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

議長（矢野正憲君）その他、何かご報告等があれば承ります。何かありませんか。道端広報公聴課長。

広報公聴課長（道端秀明君）それでは、ホームページのリニューアルにつきましてご報告いたします。

本年9月議会の一般質問におきまして答弁いたしましたとおり、来年、令和3年度に町制施行70周年事業の一環といたしまして、ホームページをリニューアルするものでございます。

それでは、資料をご覧ください。

まず、1番、更新の必要性でございますが、①現行システムのほうは平成22年度に運用を開始したもので、約10年が経過し、現行システムの保守限界に達しようとしているところです。次に、経年により、情報量が年々増加し、トップページのメニューが増加し、必要なページに到達するまでの階層が深くなることから、複数回展開していく必要がございます、いわゆる見つけづらいような状態となっております。

次に、その右側の欄の更新に当たっての前提のところをご覧ください。

その前提といたしまして、①情報検索機能の改良など、現状の課題点を解決しないといけないこと、②熊取町スマートシティ構想に即したリニューアルとすること、③町制施行70周年であり、記念事業の一環として更新を行うということ、この3点を踏まえてリニューアルするものでございます。

次に、左側に戻りまして、2番のリニューアル方針でございますが、ご覧の7点の方針でございます。

まず、①利用者の方が必要とする情報に簡単にたどり着き、より多くの情報を提供できること。これは、今回最も重点を置く情報検索機能の改良でございます。これと並行して、必要な場所には必要な情報が確実にあるよう情報を整理してまいります。次に、②本町の魅力、特色を町内外へ効果的に発信できるよう構築してまいります。次に、③から⑤はシステムの機能面に関する方針、⑥と⑦は掲載を行う町サイドのほうの方針となります。

次に、右側の3番、次の次期ホームページの内容でございますが、機能といたしましては、プロポーザルによりシステム業者を選定いたしまして、現行機能の暮らしのガイドやお問い合わせフォーム、そしてわが町提案箱などは、既に長年にわたり住民の皆様にご利用いただいておりますので、これらの機能につきましては、原則継続使用し、さらに、パッケージ中の最新機能を活用し、よりよいものにしていきたいと考えてございます。

次に、新たに追加する機能として、ほか自治体などを参考として、①SNS、LINEやフェイスブックとの連携機能、②チャットボット、これは利用者の質問に自動的に回答するようなプログラムでございます。こういったものを追加していきたいと考えてございます。

次に、左側の4番、運用開始日でございますが、令和3年12月22日を予定しております。この日に設定いたしましたのは、システムの入替えにつきましては令和3年12月末頃までかかるものと想

定しております、その12月末までの日のうち、一般的にアクセスが多いと思われる月曜日を外し、その結果としてこの日を設定したものでございます。

次に、5番の契約期間でございますが、令和2年度から令和8年度の7年間の債務負担行為を設定いたします。これは、次期ホームページのシステム構築、現行のデータ抽出、保守運用費用の契約でございます。

最後に、右側の6番、必要経費でございますが、初期構築費用と5年間の保守運用費用の総額といたしまして、2,689万5,000円を予定してございまして、これと同額をこの12月定例会におきまして債務負担行為補正させていただき予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、ホームページのリニューアルについてのご説明を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）ただいまの報告について、質疑があれば承ります。

（「なし」の声あり）

ほかにご報告等があればということで、橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）それでは続きまして、令和2年人事院勧告への対応についてご報告させていただきます。

人事院勧告は、ご存じのとおり、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に、毎年人事院が勧告を行ってございます。また、国家公務員と地方公務員との給与水準も均衡を図ることが求められているところです。

改めて資料をご覧ください。

令和2年の人事院勧告が、令和2年10月7日及び10月28日付で行われました。本町におきましては、従前より、国公準拠、国家公務員との均衡を図るという観点の下、人事院勧告に準じて給与制度をこれまで改定しておりましたので、本年も同様の対応を行うものでございます。

勧告の内容ですが、月例給与に関しては民間40万8,704円、国家公務員40万8,868円と、その差164円ということで、月例給与に関しては据置きと、勧告はなっております。

次に、賞与ですが、民間が4.46月、国家公務員が4.50月と、その差0.04月であったことから、賞与に関しましては、0.50月を4.45月と0.05月の引下げとなっております。賞与0.05月の引下げは期末手当から引き下げる勧告となっていることから、表に記載のとおり、令和2年12月賞与から0.05月引き下げるため、1.30月のところを1.25月として、来月の賞与に反映、支給することになります。令和3年度以降は、6月と12月賞与の均衡を図るため、表のとおり期末手当の支給月数となります。

勧告どおりの対応を行った場合の影響額ですが、期末手当0.05月の引下げで、1人当たり約2万円が減りまして、職員全体で約570万円となります。

この勧告の内容に準じた一般職職員給与条例の一部改正が必要となります。賞与の基準日が12月1日となっているため、それまでに条例改正を行う必要があることから、令和2年第3回臨時議会に改正条例案を上程させていただき予定でございます。

なお、臨時議会には、条例改正の議案とともに人事院勧告に伴う人件費に係る補正予算案を上程すべきところですが、今般のコロナ禍におきましては、人事院勧告はこれまでとは違ったスケジュール、手順で進んだことから、予算編成事務に要する時間的な問題がございました。また、人件費に関しては、通常12月議会におきまして、12月の補正予算で4月、10月の人事異動を加味した所要の人件費の補正を行っていたことから、今回、臨時議会には条例改正の議案のみとさせていただき、人事院勧告の内容を伴った人件費の総額の補正予算案につきましては、12月本会議に上程させていただきこととしておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

説明は以上です。

議長（矢野正憲君）ただいまの報告について、質疑等があれば承ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「15時30分」閉会)

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

矢野正憲